

令和3年5月31日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 子育て支援課

緊急事態宣言（3回目）の再延長に伴う葛飾区内保育施設の利用について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国は、東京都などに発出されていた新型インフルエンザ等特別措置法にもとづく「緊急事態宣言」を6月20日まで延長することを決定しました。

葛飾区の保育施設は、以下のとおり5月31日までの対応と変更はありません。

なお、今後、国や東京都の通知に伴い、以下の対応に変更が生じる場合には、改めて通知します。

1 保育について

感染拡大防止対策に万全を期し、これまでどおり原則開所といたします。

2 保護者会などについて

保護者会など人の集まる行事については、緊急事態宣言解除後まで延期、または保護者会の内容を書面にてお知らせいたします。

延期した場合は、新しい日程などを保育園から改めてお知らせいたします。

3 感染予防対策について

保育施設では、引き続き、手洗い、マスクの着用、園内の消毒、こまめな換気、また職員の健康管理など、感染予防対策を可能な限り実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症については、家庭内感染が感染経路として多い割合となっています。保護者の皆様におかれましては、手洗い、マスク着用等の感染防止対策を実施いただくとともに、お子様やご家族の健康管理についてお願いいたします。